

■ マネーファンドの保険関係費用優遇について

マネーファンドは、資金の安全性に配慮しつつ安定した収益の確保を目指す特別勘定です。マネーファンドに移転された運用資産(収益分配金や繰上償還、満期償還時の積立金)が減少しないように、マネーファンドの運用成果が保険関係費用を賄えない場合は、その分だけ保険関係費用を優遇します。

ただし、運用成果自体がマイナスの場合は運用利回りが0%を下回ることもあります。

【優遇適用中の保険関係費用】～保険関係費用・・・年 1.056%～

マネーファンドの収益率(年換算)	保険関係費用*1
1.056%以上の場合	年 1.056%
1.056%未満かつ 0%以上の場合	収益率と同じ
0%未満の場合	年 0%(保険関係費用の徴収なし)

*1 マネーファンドの保険関係費用優遇適用期間中の保険関係費用

(例)

保険関係費用控除前 マネーファンド年利回り		保険関係費用	=	マネーファンドの年利回り (保険関係費用優遇適用期間)
1.20%	—	1.056%	=	0.144%
0.50%	—	0.50%	=	0.00%

保険関係費用を 0.556%分優遇することにより

低利回りでも運用期間中*2 は目減りしません。

※マネーファンドは元本が保証されるものではありません。

*2 マネーファンドの保険関係費用の優遇は最初の収益分配金繰入日(収益分配金をマネーファンドに移転する日)以降、特定ファンド終了日の翌日より 90 日目まで継続します。

以上